

夜間景観のあり方検討を踏まえた屋外広告物制度の見直しについて（報告）

屋外において光の演出や映像の投影等をする際、表示物が屋外広告物法の屋外広告物に該当することがあります。このため、夜間景観のあり方の検討を踏まえて、今後より良い夜間景観の形成を推進するにあたっては、屋外広告物制度を適切に見直し・運用していく必要がありますので、次のとおり検討を進めます。

1 屋外広告物制度の現状

横浜市では、屋外広告物法に基づき、屋外広告物条例及び規則等を制定し、屋外広告物に関してその設置可能場所や規模等の基準を定めており、一定規模以上のものについては、市長の許可が必要な制度となっています。（イベントなど一時的な広告物であっても、基本的には許可が必要。）

法で規定する屋外広告物とは、①常時又は一定の期間継続して表示されるもの、②屋外で表示されるもの、③公衆に表示されるもの、④看板、広告塔、建物その他の工作物等に掲出、表示等されるもの、以上4つのすべてを満たしているものを言います。単なる光の点滅や建物のライトアップはこれに該当しませんが、光の映像等で何らかのイメージ等を表示するものは、屋外広告物に該当すると解されています。

現条例においては、屋外広告物の種類として、屋上看板、壁面看板、広告塔などのほか、「映像装置」が規定されています。

2 夜間景観のあり方を踏まえた制度の課題

プロジェクションマッピングなどの新たな投影技術は、現在の屋外広告物条例上では想定されておらず、規模等の基準の定めがないことから、許可・不許可の判断等が難しい場合があるとともに、無秩序に掲出がなされてしまう恐れもあります。

また、イベント時の光の演出の際、規模等の規制により創造性のある表現等が制限される可能性があるとともに、基本的には事前の許可申請が必要となります。都心臨海部の活性化等を図るために夜間のイベント実施を一層促進するためには、屋外広告物に関する規制の緩和を行うことで、イベント実施に関わる事業者等の負担軽減を図り、イベントが実施しやすい環境づくりが必要です。



【ファイナルファンタジー30周年×横浜】
実施年：平成29年
実施場所：インターコンチネンタルホテル



【ピカチュウ大量発生チュウ!】
実施年：令和元年
実施場所：横浜美術館

3 制度の見直しの基本的考え方

① 「投影広告物」を新たに定義し、一定の基準を設けます

【基準】現条例の映像装置の基準と同等とします

- ・市街化調整区域、低層・中高層住居地域は掲出不可
- ・自動車交通量が多い交差点付近での掲出不可
- ・表示面積は壁面全体の3/40以下
(通常の看板の表示可能面積(3/10)の1/4以下) 等

② イベント時には一定の要件のもと、広告物の規制を緩和します

【要件】次の要件をすべて満たすこととします

- ・「まちの活性化に資する公益性のあるイベント」のための広告物
- ・期間は、原則7日以内（再掲出は実施日の5倍の日数を空ける）、
又は1日あたりの表示時間が、原則10分以内
- ・公益性のある広告物（商業広告部分の割合を規制）
- ・景観、周辺環境及び道路交通の安全への配慮
- ・掲出場所は、商業地域、近隣商業地域に限定

【緩和する規制】

- ・禁止地域（文化財の周辺など）等の適用除外
- ・大きさなどの基準を適用除外（表示面積の制限なし）
- ・許可不要（事前協議の上、届出は必要。地域毎の景観ルールへの適合は必須）



【ヨルノヨ×SAMPO_MAPP】
実施年：令和2年
実施場所：元町商店街



【ピカチュウ大量発生チュウ!】
実施年：平成30年
実施場所：コスモクロック

4 今後の進め方

詳細について、屋外広告物審議会で検討を行った上で、市民意見募集を行い、条例案や規則案の見直し内容等の検討を進めます。（目標：令和3年度中の条例改正）

なお、条例等の見直しについては、本件のほか、大型の看板を設置する際の安全性の一層の確保などについても併せて検討を行っています。